

岐阜勤医協 医学生奨学貸与金返済の手続きに関する規定

岐阜県民主医療機関連合会
医療法人岐阜勤労者医療協会

1. 目的

この規定は、「岐阜勤医協 医学生奨学貸与金規定」に基づき、奨学金の返済にともなう諸手続き、及び返済免除について定めるものである。

2. 奨学金の返済手続き

- 1) 「奨学金規定」第八条に基づき、第八条1及び2に該当する場合は、岐阜勤医協より1ヶ月以内にその返済金額(総額)を奨学生に連絡し、返済計画を具体化する。岐阜勤医協は奨学生あてに請求を行う。
- 2) 特別な事情があり、一括返還が困難と岐阜勤医協が判断した場合、返済猶予及び割賦方式の返済契約を行うことが出来る。
- 3) 返済猶予及び割賦方式の場合は、年2%の利子を付加する。割賦期間は最長6年とする。
奨学金の返済期間は、貸与を受けた期間を最長とする。
- 4) 契約後10ヶ月に渡り返済が滞った場合、または未契約状態が10ヶ月に渡った場合、岐阜勤医協は連帯保証人に対し、その旨の警告を文書で行う。その後2ヶ月しても改善されない場合は、連帯保証人に全額返済を求める。この場合、連帯保証人①、②のうち①を優先する。

3. 附則

この規定は、2013年3月8日より実施し、この規定の改廃は岐阜勤医協理事会が行う。